

船舶事故調査報告書

令和5年12月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年1月16日 07時40分ごろ
発生場所	東京都江戸川区荒川大橋南方沖（荒川） 一色三等三角点から真方位221°1,710m付近 （概位 北緯35°41.7′ 東経139°51.4′）
事故の概要	漁船 ^{かずただ} 一忠丸は、北進中、また、プレジャーボート ^{おおつか} 大塚丸は、釣り場を移動中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年1月17日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 一忠丸、1.7トン TK3-10170（漁船登録番号） 個人所有 B プレジャーボート 大塚丸、5トン未満（長さ6.71m） 260-21575千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板下部に擦過傷 B 左舷船尾部外板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北、風力 2、視界 良好 水象：川面 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、刺し網漁の目的で、荒川中流の漁場に向け、江戸川区新中川中流の船着き場を出発した。 船長Aは、船体後部の操縦スタンドで操船に当たり、荒川大橋南方沖を、約5ノットの対地速力で北進中、左舷船首方にB船を認め、B船がA船の船首方を左方から右方に通過すると判断してB船の動向は問題ないと思い、B船から目を離してA船の右舷方の同航船の様子を見ながら北進を続けていたところ、A船の船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、荒川中流の釣り場に向け、千葉県浦安市旧江戸川中流の船だまりを出発した。 船長Bは、荒川橋南方沖の西岸寄りで釣りを行ったのち、移動することとし、荒川中央付近で北進を始めた際、船首甲板に置いていたマットが風にあおられているのを見た。 船長Bは、マットを格納しようと思い、B船の船外機を停止して漂泊し、船首方に向かい、マットを手に取り、操縦席に戻ろうと船尾方を見たところ、A船がB船に接近していることを認め、A船に対して

	声を上げて手を振ったものの、B船とA船とが衝突した。
分析	A船は、北進中、船長Aが、左舷船首方に認めたB船がA船の船首方を左方から右方に通過すると判断してB船の動向は問題ないと思い、B船から目を離して同航船の様子を見ながら北進を続けたことから、B船が船首方で漂泊を始めたことに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、漂泊中、船長Bが、風にあおられた船首甲板のマットを格納することに意識を向け、船外機を停止して漂泊を続けたことから、A船が接近していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が北進中、B船が漂泊中、船長Aが、左舷船首方にB船を認めたものの、B船がA船の船首方を左方から右方に通過すると判断してB船の動向は問題ないと思い、B船から目を離して同航船の様子を見ながら北進を続け、また、船長Bが、風にあおられた船首甲板のマットを格納することに意識を向け、船外機を停止して漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、船首方を通過する進路で航行する他船を認めた場合、当該船舶の動向を注視し、完全に船首方を通過するまで目を離さないこと。 ・小型船舶の船長は、移動しながら釣りを行う場合、移動を始める前に必ず周囲の状況を確認すること。